

美浜の会ニュース

No. 199

2026. 9. 11

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (代表) 小山 英之
大阪市北区西天満4-5-8 八方商事第2ビル301号 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 郵便振替: 00950-6-308171 (美浜の会)
⇒ ホームページURL <http://www.jca.apc.org/mihama> ⇐

頒 価 300円
購読料 年2千円

乾式貯蔵施設の建設・設置を止める新しい運動に取りかかろう

福井県は自らが関電に課した要求を遵守させよ
「中間貯蔵施設が具体化しなければ、乾式貯蔵施設への搬入は認めない」

関電は、当面のキャスク設置数を大幅に縮小：高浜1期分は3基/ 美浜は5基のみ

六ヶ所再処理工場の2026年度しゅん工は不可能
高レベル廃液の全量をガラス固化し、規制委は使用前確認を実施せよ

1. 福井県の乾式貯蔵施設の建設同意は許せない。建設・設置を止める新しい運動へ進もう

福井県は9月3日から始まる県議会での議論を待つこともなく、8月28日（金）に全員協議会を開き、高浜1期分と美浜の乾式貯蔵施設の建設に同意を表明した。同日夕方には県庁で早々と、関電に事前了解を伝えた。関電は週明けの8月31日（月）に、原子力規制委員会に設工認申請（工事計画の認可申請）を提出した。福井県民会議や避難計画を案ずる関西連絡会は同日に抗議声明を発出した（4頁）。福井と関西の諸団体約25名は、全員協議会が開かれる前の8月25日に、県議会と県に事前了解を認めないよう求める緊急要請行動を行った（12頁）。

先の6月県議会では、六ヶ所再処理工場の進捗状況を確認する必要があること等を理由に、同意判断を先送りした。しかし、その状況は何も変わっていない。福井県は、原発の運転停止を避けることを最優先にした。住民説明会も開かず徹底した住民無視の姿勢だ。このような住民無視の強行を断じて許すことはできない。

福井と関西では連帯して、同意に反対する運動を約3年間続けてきた。審査会合の監視/ 問題点の検討、宣伝/ 規制委への質問・要望書提出/ カラーリーフ作成/ 京都北部でのアンケート調査（2024年6月から約半年）/ 数々の自治体申入れ/ 福井県議・知事へのメール呼びかけ、県議会への4回の陳情書提出と緊急要請行動等々。事前了解を許してしまったが、この間の運動を基盤・財産にして、乾式貯蔵施設の建設・設置・搬入を止める新しい運動へと進もう。

2. 事前了解時に福井県が関電に課した要求：

「中間貯蔵施設の規模等が決まらなければ、乾式貯蔵施設への搬入は認めない」

事前了解に当たって、福井県は8月28日に関電に対して「別添事項」※¹を要求している。県議会や県民の中に「確定もしていない中間貯蔵施設に搬出できるのか」という強い批判と懸念が

目次

▼乾式貯蔵の建設・設置開始を止めよう・p.1 ▼8/28 抗議声明・p.4 ▼関電の設工認申請の内容紹介・批判・p.5 ▼9/7 再処理審査会合の内容紹介・批判・p.8 ▼（投稿）9/1 規制庁交渉報告・p.10 ▼8/25 同意反対の緊急行動報告・p.12 ▼キャスク型式証明問題・p.14 ▼避難者関西訴訟 不当判決・p.16

背景にあるためだ。文書の前文で「県は、関西電力に対し、県民の信頼を得ていくために、別添事項について、責任を持って実行するよう要請した」と記している。「別添事項」では、「ロードマップの確実な実行と報告」、「空いた貯蔵プールのスペースは原則使わない。例外は県と立地町の理解が得られた場合に限る」等が明記されている。(※1) 福井県の「別添事項」<https://x.gd/NEh7e> とりわけ重要なのが下記だ。

2(2) 乾式貯蔵施設の貯蔵量は、中間貯蔵施設へ確実に搬出できる量とし、中間貯蔵施設の受入れ可能量を超えないように管理すること (下線は引用者)

これは、中間貯蔵施設の規模等が確定しない限り、乾式貯蔵施設への使用済核燃料の搬入は認めないということだ。

関電のロードマップでは、2030年頃に中間貯蔵施設を建設し、2035年までには乾式貯蔵施設から中間貯蔵施設に搬出することになっている。しかし、後に述べるように、関電の設工認申請では、乾式貯蔵施設の完成は2029年度中となっている。中間貯蔵施設より乾式貯蔵施設が先に完成することになる。福井県の要求は、乾式貯蔵施設が2029年度に完成しても、使用済核燃料を搬入してはならないということになる。

この県の見解は、9月2日の知事定例記者会見でも述べ、9月8日の県会代表質問で渡辺大輔議員(民主・みらい)の質問に対しても、知事は同様の見解を答弁している。

しかし他方で関電は、2025年に福井県に報告した資料(「乾式キャスクの具体的な搬出時期の考え方(1/2)」2025.8.29※2)で、次のように記している。(※2) <https://x.gd/96jgq>

・ 中間貯蔵施設への搬出開始後、乾式貯蔵施設の貯蔵量は、中間貯蔵施設へ確実に搬出できる量とし、中間貯蔵施設の受入れ可能量を超えないように管理する (下線は引用者)

関電の「考え方」では、「中間貯蔵施設への搬出開始後」とわざわざ書いている。これは、福井県の「中間貯蔵施設の規模が決まらなければ乾式貯蔵施設への搬出は認めない」との見解とは明らかに矛盾する。関電の「考え方」は2025年の資料のため、搬出量などは変わってくるが、「考え方」はその後に変更していない。

福井県や県議会に関電の「考え方」を撤回するよう求め、県の8月28日文書の遵守を求めている。中間貯蔵施設が決まらなければ、乾式貯蔵施設は運用できないため、2027年度からの設置工事を撤回させよう。

3. 中間貯蔵施設反対、六ヶ所再処理工場反対の運動と連携していこう

中間貯蔵施設は簡単には決まらない。山口県上関町での計画は、いまだに施設の規模さえ明らかになっていない。9月3日には住民の請願を受けて、柳井市議会で反対の請願が採択された。

青森県のむつ市長は、むつ中間貯蔵施設の「事業者間連携」(東電と原電以外の電力会社の使用も認める)を基本的に容認している。関電も参画を検討している。これに対して「核の中間貯蔵はいらない!下北の会」等が「事業者間連携」の撤回を求めている。

青森県は、むつ中間貯蔵施設の立地協定では、関電等は含まれていないため容認していない。再処理工場の進展が見込めない中で、青森県知事はむつ中間貯蔵施設への東電の使用済核燃料の搬入にストップをかけている。再処理工場の「実現性の高い新工程」が出ていない中で、他の電力会社の使用済核燃料の搬入は認めない方針だ。

中間貯蔵反対、六ヶ所再処理工場反対の運動と連携し、乾式貯蔵施設の建設を止めていこう。

4. 関電の乾式貯蔵施設の設工認申請：当面のキャスク設置数を大幅に縮小

関電は事前了解を得るとすぐ、8月31日に規制委員会に設工認申請書（設計及び工事計画認可申請書）を規制委員会に提出した（全文はまだ公開されていない）。9月7日には規制庁との面談で「補足説明資料」も出している。いくつかの問題点がある（5頁）。ここでは下記を紹介する。

▼急場しのぎで、当面に製造・設置する乾式キャスクの基数を大幅に縮小：

許可は高浜1期分22基→工事・設置は3基/ 美浜10基→5基

高浜第1期分は、22基の貯蔵施設を設置することで許可を得ている。ところが設工認申請では、わずか3基分（1基は約10トン）を製造・設置する計画になっている。美浜の場合は10基で許可を得ているが、5基の製造・設置となっている。いずれも2026年度末（2027年3月）までに設工認の認可を受けて、2027年度初めから工事を開始し、2029年度中に設置を開始する計画だ。

なぜこのように、わずかな設置数になっているのか？説明はない。使用済核燃料プールが満杯になるために、工期を短くして少数の設置で急場をしのぎよう

美浜3号機 六ヶ所再処理工場への搬出計画（関電ロードマップ2025年より）

年度	2024	2025-2026	2027-2028	2029-2030	2031-2032	2033-2034
発生量(2年分)(トン)	-	40	40	30	30	30
搬出量(2年分)(トン)	-	0	★ 30	30	10	40
期末貯蔵量(トン)	220	260	270	270	290	280
期末空き容量(トン)	80	40	★ 30	30	10	20
貯蔵率(%) (貯蔵量/管理容量)	73.3	86.7	90.0	90.0	96.7	93.3

しているに違いない。関電の2025年ロードマップでは、美浜原発の場合は上表のように、再処理工場へ搬出できなければ、2028年度にはプールは満杯になり、2029-2030年度には運転できなくなる。そのために、取り急ぎ5基（約50トン）の設置を計画している可能性がある。高浜原発の場合は、2027～2029年度までにフランスに200トンの搬出計画があり、これを優先させると考えられる。前述のように、中間貯蔵施設が決まらなければ乾式貯蔵施設への搬入はできない。福井県・県議会は、関電に説明を求めるべきだ。設工認の審査会合を監視していこう。

5. 六ヶ所再処理工場の2026年度中のしゅん工はほぼ無理

高レベル廃液は全量をガラス固化し、規制委は使用前確認を行え

9月1日の市民と規制庁との交渉では、原燃の計画を追認するだけで、無責任さが際立っていた（10頁）。当日は、「まだ計画が具体化していない」等を繰り返していたが、9月7日の審査会合で、「確認運転」等の概要が明らかになってきた。

9月7日の審査会合で原燃は、書類関係の進捗状況を述べたが、補足説明資料では40項目の内19項目しかできていない。さらに膨大な量になる補正申請の作成、保安規定の申請・審査、ガラス固化をしゅん工前に前倒しする確認運転等があり、2026年度中のしゅん工はほぼ不可能だ。28回目の完成延期は避けられない。

当日の審査会合では、しゅん工前に「確認運転」を前倒して実施し、①「廃液処理」として、高レベル廃液のガラス固化、②その処理能力（70L/h）の確認、③「溶液処理」では、ウラン粉末・MOX粉末の製造工程まで実施、④溶融炉の漏えい検査は模擬廃液を用いる、⑤保安規定は2段階で、確認運転関係を先に申請する等を原燃が説明した。④と⑤以外は、原燃の自主的活動とする位置づけを変えていない。ただし、9月9日の記者会見で山中委員長は、問題もあり今後議論していくと述べている。

規制委は過去のガラス固化試験を審査しておらず、確認していない。それにも関わらず、ガラス固化等を原燃の自主検査で済ませることは許されない（8頁）。

青森・首都圏・関西・全国の共同した運動をさらに強め、再処理工場を止めていこう。